

## 設 立 趣 旨

釧路湿原はわが国最初のラムサール条約登録湿地であり、タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする多様な野生生物の貴重なすみかとなっています。しかし、近年、流域の経済活動の拡大に伴い湿原面積が著しく減少し、湿原植生もヨシ・スゲ群落からハンノキ林に急激に変化してきています。

このような変化は自然の推移をはるかに超える速さで進行していることから、関係省庁や自治体、地元NPOなどが、この貴重な湿原を次の世代へ継承するため、さまざまな取り組みを進めているところです。

平成15年1月に、自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されました。これにより釧路湿原における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとなりました。

「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を踏まえ、これまで実施してきた自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、地域住民、NPO、NGO、地方公共団体、関係行政機関、専門家などで構成する「釧路湿原自然再生協議会」を設立し、関係機関の連携を強めるとともに、地域の多様な主体の参加による合意形成と事業実施をこれまで以上に進めたいと考えています。